内閣府本府政策体系に掲げる
令和8年度実施施策に係る
ロジックモデル・事前分析表

政策名	共生社会政策
施策名	障害者基本計画の策定・推進
担当部局・ 作成責任者名	政策統括官（共生・共助担当）付 参事官（障害者施策担当）　髙橋　幸生
評価実施時期	令和6年度（1年目評価） 令和9年度（4年目評価） 令和10年度（最終年度評価）

ロジックモデル

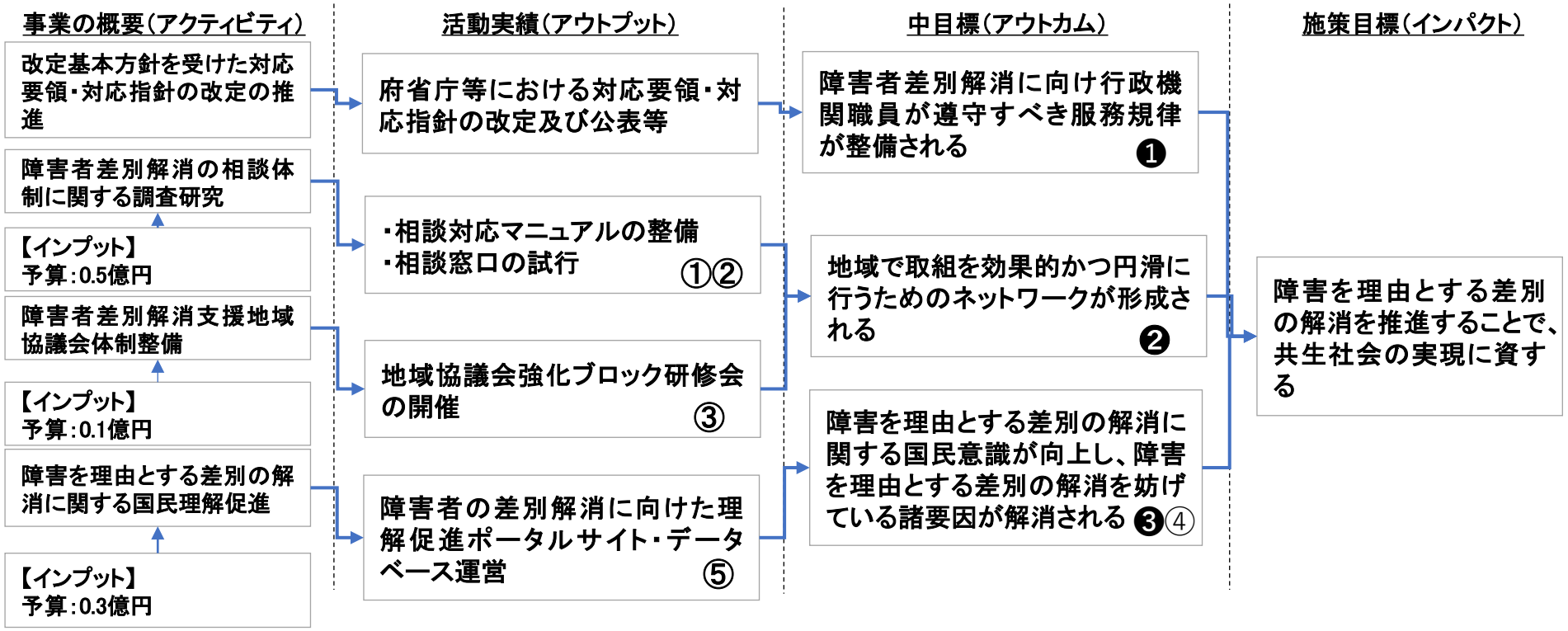
評価期間：令和5年度～令和9年度

解決すべき問題・課題

共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去すること。

施策の概要

障害者基本計画（第5次）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、対応要領・対応指針の改定の推進、障害者差別解消に関する調査研究、障害者差別解消支援地域協議会の体制整備、障害を理由とする差別の解消に関する国民理解の促進により、共生社会の実現に資する



【測定指標】
❶障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合
❷障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合
❸合理的配慮が行われないとしたら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合

【参考指標】
①マニュアル整備件数（相談窓口担当者向けマニュアル）
②内閣府相談窓口開設期間
③研修会の開催回数
④障害者差別解消法について、聞いたことがある人の割合
⑤障害者差別解消に関する事例登録件数

事前分析表（概要）

評価期間：令和5年度～令和9年度

施策名	障害者基本計画の策定・推進
施策目標	障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する

中目標1	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される

現状・課題	共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去すること。
令和8年度の取組	障害者差別解消に関する地方公共団体の取組状況調査において対応要領の策定状況を把握し、策定を促すとともに、各省庁の対応要領についても、年1回以上周知する。

○障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合（政令指定都市及び中核市等以外の市町村）

73.4%
（基準年度：R4年度）

▶

78.1%
（R6年度実績値）

▶

100%
（R9年度目標値）

事前分析表（概要）

評価期間：令和5年度～令和9年度

中目標2	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される
現状・課題	規模の小さい市町村においては、人材不足などから、地域協議会の設置や相談窓口の設置が進んでいないため、人材の育成が必要。また、地域全体として、障害を理由とする差別を解消していけるよう、差別解消地域協議会の取組が必要。

令和8年度の取組	障害者差別解消に基づく地域協議会の設置や活性化に向け、各都道府県の担当者や地域協議会のコアメンバー等を対象にした研修会を開催し、効果的な助言等を行うことができる人材の育成を図る。 障害者、事業者等からの障害者差別に係る相談に対して、法令の説明を行ったり、適切な相談窓口等につないだりする窓口業務を実施する。

○障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合（政令指定都市及び中核市等以外の市町村）

57.0%
（基準年度：R4年度）

▶

64.0%
（R6年度実績値）

▶

80.0%
（R9年度目標値）

事前分析表（概要）

評価期間：令和5年度～令和9年度

中目標3	障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される
現状・課題	障害者の社会参加のため、障害者の「社会的障壁」についての国民の理解を促進することが必要。また、障害者への偏見や差別の解消に向け、障害の有無を超えた相互交流の機会を増進していくことが必要。

令和8年度の取組	障害者基本法に基づく「障害者週間」において、主要駅等でのポスター掲示等や都道府県・指定都市から推薦のあった「ポスター」の全作品及び「作文」の最優秀作品4点を展示する作品展を行う。また、障害者週間を含む約1か月間に渡りセミナー動画を配信するなど、地方公共団体や民間企業とも一体となって障害及び障害者に対する理解促進を図る。 障害者への合理的配慮の提供や障害特性の理解についての障害当事者団体の啓発等を紹介する。 障害や障害者に関する理解の促進や障害のある人とない人との交流の促進等を図る。 企業担当者のための「障害者差別解消法」に関するセミナーを実施する。 民間事業者における障害者差別に係る取組事例等を把握し、好事例を横展開する。

○合理的配慮が行われないとしたら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合

64.7% （基準年度：R4年度）	▶	65.0% （R9年度目標値）

中 目 標 1	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される
測定指標1	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合（政令指定都市及び中核市等以外の市町村）

測定指標の選定理由

障害者基本計画（第5次）の成果目標を採用

			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値 （目標年度）	100%	年度ごとの 目標値	100%	100%	100%	100%	100%
基準値 （基準年度）	73．4%	年度ごとの 実績値	76．6%	78．1%	78．2%		

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

内閣府「障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体の取組状況調査」（毎年度1回実施）

中 目 標 2	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される
測定指標2	障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合（政令指定都市及び中核市等以外の市町村）

測定指標の選定理由

障害者基本計画（第5次）の成果目標を採用

			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値（目標年度）	80%以上（令和9年度）	年度ごとの目標値	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
基準値（基準年度）	57.0%（令和4年）	年度ごとの実績値	60．7%	64．0%	64．5%		

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

内閣府「障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体の取組状況調査」（毎年度1回実施）

中 目 標 ２	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される
参考指標1	マニュアル整備件数

参考指標の選定理由

マニュアルの整備状況を直接的に把握するための参考とするため

			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
参考値 （参考年度）	1件 （令和5年度）	年度ごとの 実績値	1件	1件	1件		

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

内閣府が実施する事業の成果物

中 目 標 ２	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される
参考指標2	相談窓口開設期間

参考指標の選定理由

窓口の開設状況を直接的に把握するための参考とするため

			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
参考値 （参考年度）	5ヵ月 （令和5年度）	年度ごとの 実績値	5ヵ月	12ヵ月	12ヵ月		

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

中 目 標 ２	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される
参考指標3	研修会の開催回数

参考指標の選定理由

研修会の開催状況を直接的に把握するための参考とするため

		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
参考値 （参考年度）	6回 （令和5年度）	年度ごとの 実績値	6回	4回	6回		

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

内閣府が実施する事業の成果物

中 目 標 ３	障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される
測定指標3	合理的配慮が行われないとしたら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合

測定指標の選定理由

障害を理由とする差別の解消に関する国民理解の促進度合については国民意識の変化を測定することが適当であると判断

			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値（目標年度）	65.0%（令和9年度）	年度ごとの目標値	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%
基準値（基準年度）	64.7%（令和4年度）	年度ごとの実績値					

目標標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

・直近、令和4年度の数値を根拠に設定
・内閣府「障害に関する世論調査」（５年に1回実施）

中 目 標 3	障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される
参考指標4	障害者差別解消法について、聞いたことがある人の割合（全体）

参考指標の選定理由

国民意識の変化についてより簡易かつ補助的な指標として適当であると判断

			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
参考値（参考年度）	32．0%（令和5年度）	年度ごとの実績値	32．0%	34．2%	31．9%	33．3%	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

内閣府「インターネットによる共生社会に関する意識調査」（毎年度1回実施）

中 目 標 ３	障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される
参考指標５	事例登録件数

参考指標の選定理由

データベースの運営状況を直接的に把握するための参考とするため

			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
参考値 （参考年度）	120件 （令和4年度） （見込み）	年度ごとの 実績値	134件	195件	208件		

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

データベースへの登録済件数（随時更新）

参考情報

（１）参考となる情報
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
- 障害者基本計画（第5次）
- 経済財政運営と改革の基本方針2026

（２）施策に関連する主な内閣府事業（開始年度）
- 障害者施策推進経費

（行政事業レビュー事業番号：000206）

（３）施策に関連する主な他省庁の事業
- なし